

占領下日本における旧制学校長の再教育施策

— 研究協議会・講習会の展開から教職的教養課程の単位追認を通して —

Re-education Policy for Principals under the Old System of Education in Occupied Japan

— From the Development of Research Councils and Workshops to the Teaching Curriculum Credit —

芥川 祐征

AKUTAGAWA Masayuki

[キーワード Keyword] 戦後教育改革, 現職教育, 再教育, 資格切替, 教職課程, 単位認定, 校長養成

[所属 Institution] 岐阜大学大学院 (Graduate School of Education, Gifu University)

[要旨 Abstract] 本稿は、占領下日本における教育改革の一環として、当時現職にあった旧制学校長に対して再教育を実施し、戦後新教育の趣旨を全国的に伝達していった過程を解明したものである。すなわち、戦後新教育を担う教育職員の再教育については、占領中期の段階で文部省主催・CIE後援の下で集合形式による懇談会・協議会（「新教育方針浸透等二関スル懇談会」「新教育研究協議会」）が開催されていたが、次第に学校種・職制ごとの伝達講習（「校長（園長）認定講習会」「教員夏期講習会」「定時制講習会」等）やその指導担当者のための養成協議会（「教員再教育指導者養成協議会」）に拡大し、各都道府県においても任用資格制に基づく再教育施策（「新教育研究協議会」「再教育講習会」）が展開されていった。これらの受講者がもつ既得権益保護のための措置として、占領後期には教育職員免許状取得のための所要単位として追認されることとなった。このように、受講者が中央研修における修得内容を各地方に伝達していく一連の方式は、戦前・占領下・講和後に連続してみられた。

1. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、民間情報教育局（Civil Information and Education Section：以下、CIEと略す）の主導により教育の民主化が進められていた戦後教育改革期に焦点を当て、当時現職にあった旧制学校長に対する再教育施策の実態を解明することである。占領政策の一環として行われた教育改革について、文部省はCIEの指導と監督の下で、学校教育から軍国主義的および極端な国家主義的思想をすべて排除し、新教育を進めていくための条件整備を行った。すなわち、1946（昭和21）年8月に教育刷新委員会（1949年には教育刷新審議会に改称）が設置され、そこでの建議をもとに戦後の教育法令が制定された。特に、1947（昭和22）年からは戦後の新しい学校制度として単線型（6-3-3-4）学校体系が、教育課程の基準として「学習指導要領一般編（試案）」が相次いで形づくられた。

そのような動きの中で、終戦直後の連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers：以下、GHQ/SCAPと略す）による指令「教員および教育関係者の調査、除外、認可に関する件」（1945年10月30日覚書）を受けて^(注1)、教職員適格審査委員会が設けられ、民主主義に基づく教育を実現させるための人的条件整備として、軍国主義者・超国家主義者が教育界から排除（いわゆる「教職追放」）されることとなった。このことについて、すでに1947（昭和22）年10月末の段階で約65万人が審査されており、これらのうち明らかに軍歴を有する者が2,717名、適格審査により不適格と判定された者が2,623名であり、なかには適格審査を忌避し自ら退職する者もみられた^(注2)。

他方、戦後の新教育を担う教育職員については、幅広い教養と高度の専門的知識が求められたことから、大卒程度に資格認定水準が引き上げられ、所要単位を修得した者にのみ免許状を授与する仕組みが形成された。しかし、国立学校設置法および教育職員免許法等により教員養成制度が開始されるのは1949（昭和24）年以降のことであり、当時の著しい人員不足の状況下では旧資格所有者に対する再教育を暫定的に実施せざるを得なかった。実際、戦後数年間の校長人事について概観すると新制大学の卒業による新規採用者（第一種・第二種免許状取得者）よりも旧制学校からの資格切替による現職者（仮免許状取得者）の方が多かった。

このような占領下日本の校長職をめぐる現職教育について、教育職員免許法等施行前の再教育施策を対象とした先行研究は蓄積が少ない。例えば、林三平は、①初期における「視学官講習会」の開催および教職員の「教育研究協議会」の新設、②整備期における「教職員再教育実施協議会」の開催および「臨時再教育実施要綱」の策定、③拡大期における「特殊教育教員再教育講習会」「新制中学校職業指導幹部教員養成講座」「新制高等学校教育研究会」「新制高等学校教員再教育指導者養成協議会」の開催について明らかにしている(林1971)。一方、多くの研究では、以下のように同法等施行後を主対象としている。

第一に、現職教育の内容については、当時全国レベルで実施された教育指導者講習(the Institute For Educational Leadership: 以下、IFELと略す)を対象とした研究がみられる。例えば、高橋寛人は、日米政府文書の分析によって教育学教員に対する再教育施策としてのIFELの位置づけと機能を明らかにしている(高橋1984・1994)。また、平田宗史と平田トシ子は、報告書等の分析によってIFEL開設の経緯と運営機構・方式を明らかにしている(平田・平田1995: 平田・平田1996: 平田1996)。そして、松本和寿は、IFEL受講者の選考過程や、講習内容にみられた問題点を明らかにしている(松本2006)。

第二に、現職教育の方法については、研究集会(workshop: 以下「ワークショップ」とする)を対象とした研究がみられる。例えば、高橋寛人は、現職教育におけるワークショップの受容過程を解明し、民主的な生活様式について体験的に学ぶ場であったと結論づけた(高橋1985)。また、松本和寿は、当ワークショップの方法がとられていた教育研究集会とIFELの比較により、主催者側の指導性の違いを明らかにしている(松本2012)。

以上のことから、先行研究においては、戦後教育改革の一環として教育学教員や教育職員の現職教育に関する内容と方法に光を当てたことに研究上の意義が見出せる。しかし、教育職員免許法等施行前の過渡期において、旧制学校長を対象とした専門性の転換過程については明らかにされてこなかった。

そこで、本稿においては、戦後の校長職に求められた民主的な学校経営方式に関する専門性の受容過程について、その後に制定されることとなった教育職員免許法等の前提として、占領開始直後から旧制学校長に対する再教育がどのような目的・内容・方法によって講じられてきたのかを実証的に明らかにしたい。

そのため、次の研究作業を行う。第一に、占領中期における戦後新教育の趣旨伝達のための再教育施策の実態を明らかにするために、当時実施されていた「新教育方針浸透等二関スル懇談会」「新教育研究協議会」「教職員再教育実施協議会」「趣旨徹底地方伝達講習会」「校長(園長)認定講習会」の内容を経時的に比較分析・検討する。第二に、再教育施策の全国的な展開状況を明らかにするために、いくつかの自治体を対象として「再教育指導者養成協議会」による人的条件整備と、その後の「新教育協議会」「再教育講習会」の内容を分析する。第三に、教育職員免許法等の施行以前における上記協議会・講習会の受講者に対する既得権益保護のための措置内容を明らかにするために、占領後期における再教育施策の単位追認の動向を分析する。

2. 占領中期における戦後新教育の趣旨伝達の要請と任用資格制に基づく再教育施策

そもそも戦前・戦中において校長は専任ではなく、教員の職務を兼ねること(いわゆる「兼務制」を指す)が法的に規定されていた(註3)。特に、国民学校令の下では、学校管理における指揮命令系統(文部省— 地方長官— 校長— 首席訓導・上席訓導— 教諭・訓導— 小使・使丁— 児童生徒)の中で、校長は各学校における包括的な支配権(規律の維持、思想の統制等)をもっていた。それに対して、戦後の校長職は各学校の技術的な援助および専門的な助言を行う職として構想され(註4)、法的には独立した身分をもつ学校職制として各学校に必置とされた(学校教育法第7条・第28条第1項)。

他方、戦後新教育においては民主的な学校経営方式を浸透させるために(註5)、第一次米国教育使節団報告書の示す改革理念をもとに、それまでの「学校教職員会」とは異なる校内組織として、校長の司会によらない「教育研究協議会」の設置が勧められた。このことについて、1946(昭和21)年10月3日には学校教育局長通達「教職員の教育研究協議会新設に関する件」(発学436号)において要項が示された(註6)。この協議会は校長の協力機関として位置づけられ、校長は会員の希望に応じて特定の会議に参加することができ(要項6)、校長は協議会の報告・提案事項を尊重しつつも自らの責任と権威によって学校の運営にあたることとされた(要項9)。また、研究協議した事項のうち重要なものは文部省に上申することや、校長が心要と認める場合には地方庁に進達すること等も示された(要項10)。

(1) 戦後新教育の趣旨徹底のための学校視察と伝達講習の萌芽

このような民主的な学校経営方式の前提となる校内組織の体制整備が進められた一方、旧制学校から現職にある教育職員の思想性・専門性を刷新するために、全国的な規模で再教育施策が進められることとなった。

まず、占領中期においては、旧制学校長に対する現職教育として戦後新教育の取組み状況に関する学校視察が行われていた。例えば、1946（昭和21）年2月5日から3月24日まで「新教育方針浸透等ニ関スル懇談会」が開催された。ここでは、①新教育方針の浸透の程度、②GHQ/SCAPおよびCIE通牒^(注7)の徹底状況、③戦災学校の校舎および授業状況、④国民学校教員の生活状況および思想状況、⑤教練および学校武道廃止状況について1日限りの学校視察を行った^(注8)。

次に、新しい単線型学校制度（いわゆる「6-3-3-4制」）の施行にともない、1947（昭和22）年3月には文部省から『学習指導要領一般編』（試案）が発表された。そのため、戦後新教育の基本方針を徹底し、その進展を期するために伝達講習が実施されることとなり、同年3月24日から4月30日まで北海道・宮城県・東京都・京都府・岡山県・福岡県を会場として「新教育研究協議会」が開催された【表1参照】。ここでは、文部省局長・課長およびCIE担当者が講師となり、各4日間のうち教科課程（コース・オブ・スタディ）の趣旨とその取扱方法を伝達し、実施上の諸課題について協議した^(注9)。同協議会においては会場ごとに200名から250名が参加し、各都道府県において指導的な役割を担う教育課長（約3名）、視学官（約3名）、地方長官の選定した中等学校・国民学校・青年学校等の現職校長・教官（約10～15名）、教員養成学校長の選任した者（師範学校3名・青年師範学校1名）、各大学・高等師範等における教育心理学担当教官の受講が求められた。そして、受講後それぞれの地方において自主的に講習会を開き、戦後新教育の趣旨を普及することとされた。

表1 第1回新教育研究協議会の会場・該当地区・予定期日（上表）および講習日程（下表）

会場	司会	該当地区	受講者数	予定期日
東京	青木誠四郎 (教科書局長)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県	約250名	3月24日 ～3月27日
京都	坂元彦太郎 (青少年局初等教育課長)	富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	約250名	3月31日 ～4月3日
岡山	石山修平 (教科書局教材研究課長)	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	約200名	4月7日 ～4月10日
福岡	玖村敏雄 (学校教育局師範教育師範課長)	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	約200名	4月11日 ～4月14日
札幌	村上俊亮 (初等中等教育局視学官)	北海道	約100名	4月21日 ～4月24日
仙台	野村武衛 (学校教育局視学官)	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	約200名	4月27日 ～4月30日

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
第1日	開会の挨拶 教育と新憲法	新教育制度について (文部省・CIE)			コース・オブ・スタディの 一般原則について (文部省・CIE)			
第2日	社会科のコース・オブ・スタディ (文部省・CIE)				社会科の協議会 初等部 (文部省・CIE) 中等部 (文部省・CIE)			
第3日	理科のコース・ オブ・スタディ (文部省・CIE)		理科の協議会 (文部省・CIE)		各教科のバランスについて協議会 (文部省・CIE)			
第4日	全村学校 (コミュニティ・ スクール)	再教育の方向と計画 について (文部省・CIE)			特志者自由懇談会 1. 教育行政事務班 2. 教育大学班 3. 其他各部会			

(出典) 文部省学校教育局長・教科書局長通達「新教育研究協議会開催に関する件」昭和22年3月（発学113号）

ところが、戦後の新しい学校制度は矢継ぎ早に発足したものであり、学校教育の存続のためには教育職員の再教育は急を要する事項であった。そのため、文部省では「学校教職員の臨時的並びに恒久的再教育」のために、実施機関・教育担当者・被教育者・教育内容・予算等の「関係諸方面を洩れなく連絡して遺漏重複

を避け、総合的統一的に企画実施すること」を目的として、省内に「教職員再教育実施協議会」が設置された^(注10)。同協議会は、①同年度の臨時教職員再教育に関する企画・実施に関する事務、②以後の恒久的再教育施設の整備に関する事務、③教育刷新委員会第8特別委員会との連絡に関する事務を行うこととされた^(注11)。ここでの審議を通して翌年度には「臨時再教育実施要綱」(原案は師範教育課提出)が策定され、その後の認定講習会の展開に結実していったものとされる^(注12)。

その後も、同様に第2回および第3回の教育研究協議会が開催された。ただし、第3回新教育研究協議会(視学協議会との同時開催)については、文部省主催・CIE後援の下で文部省局長・課長および視学官・教科書編集係官等を講師として、全国8カ所(北海道・秋田県・群馬県・静岡県・兵庫県・香川県・島根県・福岡県)において開催されたことは共通していたが、協議の内容は教科に関するものを主としており、国語班・社会班・職業班(中学校の部のみ)の編制であったことから現職校長は直接の対象ではなかった^(注13)。

これらの動きを受けて、9月1日には学校教育局長から都道府県知事に宛てて通達「教職員再教育講習会開催に関する件」(発学214号)が発出された^(注14)。同通達においては、上記の新教育研究協議会の講習課程に準ずる「趣旨徹底地方伝達講習会」を各都道府県において開催することが要請されており、新教育研究協議会の受講者が研修内容について地方レベルに伝達していくための体制が整備されていったといえよう。

(2) 暫定的な任用資格制の下での校長(園長)認定講習会の実施

前述のように教員養成制度や免許状制度が未整備のまま戦後教育改革が漸次進行していったことから、将来的に正規の教員免許状取得に至るまでの経過として、暫定的な資格任用制がとられていた。こうした状況に対して、1947(昭和22)年6月18日の文部次官通達「小学校、新制中学校及び幼稚園教員認定講習会実施基準に関する件」^(注15)においては、現職教員のうち「仮免許状を有するとみなす者」が将来正規の教員免許状を取得できるように講習会の実施基準が定められた。

この講習会においては、受講者の資格区分に応じて講習会を開くこととされ(要領1)、講師は大学・教員養成諸学校・高等専門学校教員、教育関係官公吏、その他学識経験者が務め(要領3)、一般的課程・専門的課程・教職的課程(任意の選択開講)の3つが設けられた(要領4)。また、開講日程については、全日制・定時制のいずれかであり、例えば10日間連続で55時間の課程を行う講習会や、土日開講の方式で2週間かけて20時間の課程を行う講習会を設けることもできるものであった(要領7)。

その場合の主催者としては、①都道府県、②教員養成の目的で設置した官立学校、③中学校・高等女学校教員無試験検定受験に関して文部大臣の指定・許可した学校、④養護教諭無試験検定受験に関して文部大臣の指定した学校または養成所が講習会を開催することが認められた。とりわけ、②および④については、受講者が全国から参加する場合には文部大臣の許可を、それ以外の場合には会場所在地の都道府県知事の認可^(注16)を受けることが求められていた。ここで、現職の旧制学校長を対象とした再教育施策として「校長(園長)認定講習会」が構想された。具体的には、①一般的課程として新憲法・教育基本法・学校教育法・同法施行規則・学校管理(20時間以上)および新教育原理(5時間以上)、②専門的課程として学習指導要領の一般編・各科篇(20時間以上)、③教職的課程として教育心理学(20時間以上)および実施研究・参観協議(10時間以上)が課され、全授業時数の4分の3以上出席し、終末考査に合格した者に対して講習修了証書が授与されるものであった【表2参照】。

表2 校長(園長)認定講習会の講習課程・時間配当

講習課程		所要時間
一般的課程	新憲法・教育基本法・学校教育法・同法施行規則・学校管理	20時間以上
	新教育原理	5時間以上
専門的課程	学習指導要領(一般編・各科篇)	20時間以上
教職的課程	教育心理学	20時間以上
	実地研究・参観協議	10時間以上

- (注1) 校長(園長)仮免許状を有する者とみなされた現職校長(園長)を対象とする
- (注2) 園長の場合には専門的課程の学習指導要領の代りに幼児保育要領を講習するものとする
- (注3) 中学校長の場合には学習指導要領各科篇は1教科を中心として行うものとする(配当時間は10時間以上)
- (注4) 教育心理学は文部省発行の師範学校用新教科書『教育心理』を用いるものとする
- (出典) 文部次官通達「小学校、新制中学校及び幼稚園教員認定講習会実施基準に関する件」(昭和22年6月18日:発学245号)

この時点で、戦後の教員養成制度・免許状制度は教育刷新委員会第8特別委員会において検討されていたが、将来的には学歴・旧教員免許状・職歴、「認定講習会」または「認定通信教育」（将来的に教員資格が制度化した場合に認定予定）の修了等が単位追認と関連して考慮される予定であった。そのため、受講者には表中の全課程の受講が求められていた。ただし、以後「校長（園長）認定講習会」に関する直接の通達はなく、各都道府県の独自の判断によって再教育施策が展開されるようになった。特に、上記の実施基準の策定によって、現職教員のための再教育講習会や趣旨伝達講習会が急速に拡大し、全国的に多くの講習会・講座・研究会が開催されるようになったのである^(注17)。

しかし、同基準は策定当初こそ教育職員免許状の所要単位として扱うことが想定されていたが、その後の日本教職員組合の異議申立にともない、中央労働委員会（末弘巖太郎会長代理）による立会いのもと、文部省（永江一夫政務次官）と日本教職員組合（荒木正三郎中央執行委員長）によって、7月29日に以下のとおり覚書が、31日には覚書説明がそれぞれ交わされた^(注18)。

- 一 今回の講習会は再教育を主たる目的とするものである。
- 二 今回の講習会は一定時間数以上受講した者には修了証書を与える。
- 三 今回の講習会期間中に希望者に対しては試験を行う。
- 四 教員の資格認定に関しては将来設けらるべき教員免許委員会（仮称）において決定せらるべきも、資格認定に際しては「二」及び「三」の結果を有利な条件として参酌する様、双方協力して努力する。
- 五 教員免許委員会の構成委員に組合代表を加える。

これらの覚書のうち、講習会の目的に鑑みて「自己の学習結果を記録したいと希望する者は終末考査を受けることが出来る」とされ、考査記録は資格認定と直接関係がないことが確認された（説明1）。また、現職教員の既得権益を保護するために、同講習を有利な条件として参酌することが確認された（説明2）。その後、8月1日には文部省内において同省（永江一夫政務次官）と日本教職員組合（荒木正三郎中央執行委員長）の間に業務協議会が開催され、以下の事項が決定された^(注19)。

- 一 教員再教育講習会は教員の資質向上を主たる目的として行う。
- 二 講習時期及び期間は地方の実情を考慮して定める。
- 三 講習会場は受講者の便宜を図り例えば各都市一カ所以上設ける等の措置を講ずる。
- 四 講習会の実施に当たってはなるべく直接教員に負担のかからないように努める。
 - 1 文部省は本年度分として五百六拾貳万円を支出する。
 - 2 前記の金額は僅少であるから十一月の国会に追加予算を計上するよう努力する。
 - 3 1の予算の配分については組合と相談する。
 - 4 文部省予算は講習会諸経費の補助であつて本講習会の諸経費は原則としては地方庁が負担するものである。
- 五 講師については都道府県庁が都道府県組合と協議の上選定する。
- 六 講習課程及び配当時間は文部省案によるただし都道府県組合の要望があつた場合政治、経済、労働、社会等の科目を追加することが出来るその為の時間は増加分となる。
- 七 覚書第二項の一定時間数以上とは四分の三以上の時間数をいう。
- 八 講習会は単に講義式によらず受講者の要望により討論式等の方法を取り入れ十分効果的に行うこと。
- 九 講習会の実施にあつては都道府県は教員組合と協議連繫して円滑なる実施を図ることが望ましい。
- 一〇 右に関しては直ちに文部省は都道府県庁に通達する。

これらの現職教育に対する日本教職員組合の態度は、その後の教育職員免許法等の制定過程や法案審議過程、各都道府県における教育職員免許法認定講習の運用過程においても一貫しており、その萌芽がこの時期にみられるようになったといえよう。とりわけ、受講者である現職教員の経済的・地理的・時間的負担を考慮し、開講のための条件整備を要求している点や、講習会に関する意思決定・運営過程において組合員の参画を要求している点は、その後の社会運動にも引き継がれていくことになる。

その後も、文部省学校教育局師範教育課の立案した「昭和23年度教職員再教育計画」によれば、文部省主催による「小学校長研究協議会」「新制中学校長研究協議会」「新制高等学校長研究協議会」が時期未定ながら開催される予定であった^(注20)。ここでは、実施要領の確定した5月頃には、各都道府県の再教育担当者と打合せを行うこととなっていた。

3. 再教育施策拡大のための条件整備と新教育協議会・再教育講習会の全国的展開

(1) 各都道府県における再教育指導者の養成

文部省の策定した実施基準によって、現職教員に対する再教育施策の全国的な方針・体制は一応整備された。そして、1948(昭和23)年7月26日の学校教育局長通達「現職教員再教育に関する件」(発学320号)において、各都道府県が主催する夏期講習会の種類および運営上の留意点・経費が明確に示された。ここでは、「小学校教員夏期講習会」「小学校教員定時制講習会(幼稚園を含む)」「新制中学校教員夏期講習会」「新制中学校教員定時制講習会」「新制高等学校教員講習会」「定時制高等学校教員講習会」といった6つの講習会が構想され、小学校・中学校教員の講習会は1947(昭和22)年度から、高等学校教員の講習会は1948(昭和23)年度から、それぞれ3カ年の継続事業として実施されることとなった。

その場合、各都道府県における再教育を担当する指導者を養成するための協議会も別途開催されていた。すなわち、1948(昭和23)年5月15日の文部省学校教育局師範教育課長通達「小学校中学校教員再教育指導者養成協議会開催について」(注21)、さらには7月6日の同通達「新制高等学校教員再教育指導者養成協議会」(発学310号)に基づいて(注22)、師範学校・視学・現職教員のうち「優秀な者」の参集を求めて実施されることとなった。具体的な実施要領については、以下のとおりであった。

第一に、「小学校教員再教育指導者養成協議会」においては各都道府県からの受講者12名が、①教育の基礎的理論に関する「教育指導班」(4名)、②教科教育に関する「国語科班」「社会科班」(各教科4名)に振り分けられた。開催都道府県・会期については、5月27日から29日までが東京都(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)、6月3日から5日までが広島県(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)、8日から10日までが宮崎県(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)、13日から15日までが愛媛県(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)、18日から20日までが京都府(三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)、22日から24日までが愛知県(新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県)、28日から30日までが岩手県(北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)において開催された。

第二に、「中学校教員再教育指導者養成協議会」においては各都道府県からの受講者12名が、①中学校教育の基礎的理論と教育法規に関する「一般課程」(3名)、②国語科・社会科・数学科に関する「専門課程」(各教科2名)、③教育心理に関する「教職課程」(3名)に振り分けられた。また、開催都道府県・会期については、小学校の場合と同一日程・会場で運営されることになっていた。

第三に、「新制高等学校教員再教育指導者養成協議会」においては各都道府県からの受講者10名が、①教育の「基礎理論」(2名)および「教育心理」(1名)、②教科教育に関する「社会班」「理科班」「英語班」「農業班」「工業班」「商業班」「家庭班」(各教科1名)に振り分けられた。また、日程については7月26日から28日にかけて東京高等師範学校を会場として行われた。

それと同時に、1948(昭和23)年の「教員再教育講習会に関する業務協議会」における決定事項として、受講者については各都道府県知事が候補者(管内の公立高等教育機関の代表者、新制高等学校関係者、教員組合等)の中から推薦を受けて、組合と協議の上、将来的に各都道府県における再教育講習の講師(協議会の受講内容と同一の課程)として相応しい人物を選定することとされた(注23)。

これらの協議会は、いずれも校長の再教育に特化したものではなかったが、その課程において戦後の民主的な学校経営方式に関する事項も扱われていた【表3参照】。例えば、文部省講師によって学校組織・教育法規に関する講演や「教職員組織について」「現職教育について」「教員の現職教育(in service training of teacher)」に関する講義が、また「職員会議について」「よい現職教育のやり方について」実演が行われた。一方、CIE教育課学校教育係のオズボーン(M. L. Osborne)によって「よい新制高等学校の特質について」講義をもとに「よし新制高等学校を作る」ことを目的とした研究討議が行われた。その他の研究討議においても「民主的・有効的に組織された運営」「現職教員は如何に組織し運営されるか」「能率的に民主的に教育的校務を遂行するための教職員組織を作るにはどうしたらよいか」「現職教育の計画と実施について」を題目として扱っており、文部省学校教育局師範教育課長の玖村敏雄により「再教育講習会の計画について」協議の最終的な打合せも行われた。

表3 小学校教員(上表)・中学校教員(中表)・高等学校教員(下表) 再教育指導者養成協議会の日程

第1日	[9:00~9:20] 開会 [9:30~10:40] 講演・質疑「国語教育」(ストリックランド女史) [10:50~12:00] 講演・質疑「教育指導」(フェダー女史) [13:00~14:10] 講演・質疑「社会科教育」(ヤイデー女史) [14:30~16:00] 研究協議(教育指導班・国語教育班・社会科教育班)	[13:00~14:30] 映画 [14:30~16:00] 研究・批評	
第2日	[9:00~12:00] 公開「国語科・社会科の面を中心とした学校生活全般」 [9:00~12:00] 研究協議(教育指導班・国語教育班・社会科教育班)	[13:00~14:30] 映画 [14:30~16:00] 研究・批評	
第3日	[13:00~14:30] 講演「初等教育の原理(学習指導要領・学校組織・学校法規)」(文部省講師)	[14:30~15:00] 閉会	
全講習会			
[9:00~9:20] 開会 開会の主旨(文部省), 挨拶(CIE), 連絡事項(文部省・会場都道府県)			
[9:30~9:50] 講演「新制中学校教育の原理」(文部省) [9:50~10:20] 講演「教員の教育活動と態度」(文部省)			
基礎理論班			
第1日	[10:30~12:00] 講義「新教育制度の目標と背景」 [13:00~15:00] 研究協議「新制中学校の目的達成」 [15:00~16:30] 講義「新制中学校の好ましい姿」 (good teacher / good program etc.)	[10:30~12:00] 講義「新しい教育心理の性格」 [13:00~15:30] 講義「生徒の生長と発達を理解」 [15:40~16:30] 研究協議「同上」 (Personal and Social Guidance)	教科班(社会科班・国語科班・数学科班) [10:30~12:00] 講義「新制中学校教科課程編成」 [13:00~14:30] 講義「各教科の目標」 [14:40~15:30] 研究協議「同上」 [15:40~16:30] 講義「単元の構成」 [9:00~12:00] 講義「各教科の単元構成の実際」 (グループごと単元計画) [13:00~16:30] 講義「単元の学習活動の実施」
第2日	[9:00~10:30] 研究協議「好ましい中学校のスタンダード」 [10:30~11:30] 講義「学校職員の組織」 [13:30~14:30] 研究協議「民主的・有効的に組織された運営」 [14:30~15:30] 講義「in service training of teacher」 [15:30~16:30] 研究協議「現職教員の組織と運営」	[9:00~10:00] 講義「精神衛生」 [10:10~12:00] 研究協議「同上」 [13:00~15:00] 講義「学習心理」 [15:10~16:30] 研究協議「同上」 (Educational Guidance)	
第3日	[9:00~10:00] 映画 teacher as a guide・内容研究協議 [10:00~11:00] 映画 study of a town・内容研究協議 [11:00~12:00] 映画 [13:30~14:00] 講義「School library」 [14:10~16:30] 研究協議「学校図書館の運営」	[9:00~10:30] 講義「学習の評価」 [10:40~12:00] 研究協議「同上」 [13:00~16:30] 研究協議結果に基づき Guidance program を作成	[9:00~10:00] 講義「単元学習の効果判定」 [10:10~11:00] 研究協議「同上」 [11:00~12:00] 学習評価方法の共同作製 [13:00~16:30] 同上
第1日	[8:30~9:10] 開会(学校教育局長) [9:10~9:50] 講演「新制高等学校教育の原理」(太田周夫) [9:50~10:20] 講演「教師の教育活動と態度」(玖村敏雄) [10:30~11:30] 講義「新制高等学校の目標」(松本忠太郎) [11:30~12:00] 研究協議「新制高等学校の目標達成」(野村武衛)	[13:00~13:30] 同上 [13:30~15:00] 講義「よい新制高等学校の特質」(オズボーン) [15:00~16:00] 研究協議「よい新制高等学校を作る」(オズボーン) [16:00~17:00] 講義「教職員組織」(富永正)	
第2日	[9:00~10:00] 研究協議「能率的・民主的に教育的校務を遂行するための教職員組織」(富永正) [10:00~11:00] 実演「職員会議」(富永正) [11:00~12:00] 講義「現職教育」(鞍馬菊枝)	[13:00~14:00] 研究協議「現職教育の計画と実施」(鞍馬菊枝) [14:00~16:00] 実演「よい現職教育のやり方」(鞍馬菊枝) [16:00~17:00] 講義「学校図書館」(深川恒喜)	
第3日	[9:00~10:00] 講義「学校図書館」(深川恒喜) [10:00~11:00] 研究協議「学校図書館を作るにはどうしたらよいか」(深川恒喜) [11:00~12:00] 図書館見学(深川恒喜)	[13:00~15:00] 映画「教授法に関するもの」 [15:00~16:00] 協議打合せ「再教育講習会の計画について」(玖村敏雄)	

(出典) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-56所収;和歌山県戦後(占領下時代)教育史研究グループ編『和歌山県戦後(占領下時代)教育史』中和印刷紙器, 1996, 200-201頁

(2) 研究討議を主たる方法とする「教育研究協議会」の全国的展開

次に、前述の研究討議を中心とした教育研究協議会については、各都道府県における開催だけでなく地方ブロック単位でも教育研究協議会が開催されていた。例えば、近畿地方では、1947(昭和22)年10月23日から25日にかけて「教育研究近畿地方協議会」(奈良市)が開催されており、文部省教育研修所の城戸幡太郎・宗像誠也らが新教育に関する講座を担当していた(注24)。また、北海道・東北地方では、3月15日から16日にかけて文部省・CIEの共催による「北海道・東北六県小学校長研究協議会」(青森市立橋本小学校)が開催されており、小学校の教育課程・経営組織・指導方法・事務運営・建築費、異常児童の教育、児童の健康等について参加者150名による研究協議が行われた(注25)。

そして、各都道府県における教育研究協議会のうち現職校長を参加対象としたものについては、以下のような事例がみられた。

青森県においては、1949(昭和24)年に「小学校学校経営研究協議会」(8月1日:青森市立橋本小学校)が開催された(注26)。ここでは、CIEのユアーズ(R. R. Ewerz:ルイジアナ州教育局初等中等教育長)を講師として、受講者の小学校長からは、①学校の理想的な運営のための望ましい組織(学級の児童数・教員数、男女教員の比率、事務職員・使丁給仕の数)、②職員室の理想的な気風を作るための心掛け(職員会議の運営、レクリエーション)、③不備のある校舎・施設を十分に活用するための方法、④校内における現職教育の理想的な計画・実施、⑤教職員の教育活動を評価する方法と態度、⑥二部授業・複式教育の運営、⑦校長の権限および部下教職員に対する指導、⑧教育施設の地域社会に対する開放・提供の程度、⑨問題のある教員に対する指導助言の態度と留意点(勤務の状況、能力の程度、性行の状態)、⑩教職員の学校経営参加(日当直の問題)、⑪校務分掌の望ましい編成、⑫安全教育計画の組織と監督について質問事項が寄せられた。

また、同県では「中学校経営研究協議会」(8月8日:青森市立浦町小学校)も開催されている(注27)。ここでは、CIEのクロス(Cross, E.)教育課長の挨拶の後、同課学校教育係のオズボーン(M. L. Osborne)による講義「職員と校長の関係、校長の責任と職務」「学校運営、事務についての生徒の関与の限界」「校庭校舎の利用法、教師の活用」(各30分)、同係のホーリングスヘッド(E. Hollingshead)による講義「学校記録簿、学籍簿について」「生徒活動、品行について」「教授法の改善について」(各30分)をもとに、質疑応答(各30分)が行われた【表4参照】。

表4 青森県中学校経営研究協議会の日程

全体進行・講演	質疑応答
[8:30] 集合 [8:40] 開会・挨拶(教育長)	
[8:50] 挨拶(クロス教育部長)・講師紹介	
[9:00~9:30] 講演「職員と校長の見解、校長の責任と職務」(オズボーン)	[9:30~10:00]
[10:00~10:30] 講演「学校記録簿、学籍簿について」(ホーリングスヘッド)	[10:30~11:00]
[11:00~11:30] 講演「学校運営、事務についての生徒の関与の限界」(オズボーン)	[11:30~12:00]
[13:00~13:30] 講演「生徒活動、品行について」(ホーリングスヘッド)	[13:30~14:00]
[14:00~14:30] 講演「校庭校舎の利用法、教師の活用」(オズボーン)	[14:30~15:00]
[15:00~15:30] 講演「教授法の改善について」(ホーリングスヘッド)	[15:30~16:00]
[16:00~16:30] 茶会 [16:30] 閉会	

(出典) 青森県教育史編集委員会編『青森県教育史』第2巻「記述篇2」, 1974, 686頁をもとに筆者作成

新潟県においては、1947(昭和22)年10月に「新教育研究会」が開催され、新潟第二師範学校附属小学校研究会・新潟第一師範学校男子部附属小学校研究会・同女子部附属校研究会のすべてに参加した者のうち、希望する者については再教育講習としての修了証書が授与された(注28)。

和歌山県においては、1947(昭和22)年5月に和歌山県軍政部の後援を受け、和歌山県教育民生部・各地方事務所・和歌山県教員組合・和歌山県教育会の共催により「新教育研究協議会」が開催され、県内4地区(和歌山・海草、伊都・那賀、有田・日高、東・西牟婁)から、各校2名を標準として受講者が選出された(注29)。講義内容については文部省主催の協議会と同様であったが、研究協議(司会は各地方事務所・教員組合)の題目については、①教員再教育はどうすれば効果的か、②児童生徒の環境準備はどうすればよいか、③時間単元はど

う組めばよいか、④学習効果の結果はどうあらわしたらよいか、⑤中学校における職業科の指導はどうすればよいか、⑥その他適当と思われるもの、⑦参加者の質疑提案等の中から適当なものを選択することとされていた。

福岡県においては、1949（昭和24）年6月に「学校管理に関する研究協議会」が学校種ごとに開催され、校長の地位と校務分掌、特別教育活動の組織と管理、児童生徒の成長発達に関する評価・報告・記録について研究討議が行われていた^(注30)。

神戸市においては、1947（昭和22）年12月から1948（昭和23）年10月にかけて、兵庫県学務課の計画に則って「新教育研究協議会」が各学校単位で行われた^(注31)。ここでは、第1次協議会（12月15日～3月15日：毎週月・水・金曜日の60分を合計30時間）・第2次協議会（4月28日～7月10日：毎週水曜日の120分を合計24時間）・第3次協議会（9月22日～10月27日：第2次と同様）に分けて開催され、市内の全教員が対象とされた。また、同協議会は、正規の授業に支障のない放課後に行われ、文部省『新教育指針』や兵庫県学務課『新教育研究協議会の手引』および『学習指導要領（一般篇）』等から研究討議の題目を選択し、全員が輪番で司会を担っていた。特に、校長・主席教員は必ず出席することが求められ、第2次・第3次協議会においては運営委員（最低3名：校長は必須）を互選方式により選出していた。そのため、神戸市立の各学校では水曜日を校内研修日として設定するようになり、他の対外的な諸会合と日程が重複しないように申し合わせていた。

(3) 一般課程・専門課程・教職課程からなる「再教育講習会」の全国的展開

次に、各都道府県における再教育講習会のうち現職校長を受講対象としたものについては、以下のような事例がみられた。

福島県においては、1947（昭和22）年から3年間、各出張所管内（高等学校は県北・県南・会津・相双・石城）の会場において、1週間（約70時間）にわたって開催されていた^(注32)。ここでは、大学教員・IFEL受講者（教育長・指導主事）を講師として、教育法規（憲法・教育基本法・教育委員会法・教育公務員特例法等）・学習指導要領（一般篇・教科篇）・教育課程・学習指導法・生活指導・教育心理・教育評価等の講義や、研究討議、指導状況の参観も行われた。この再教育の効果については、①講師がその後の認定講習においても民主主義教育の先達となったこと、②教育の内容・方法だけでなく現職教育の方法を示したこと、③各学校に戦後新教育の方向性を与えたこと、④教育学の新しい領域（教育原理・児童心理・青年心理・教育心理・教育行政・教育財政・教育法規・図書館学・社会教育学・教育社会学）の知見を示したこと、⑤終戦時には勤務年数に差のあった教員集団の知識を平準化したこと等があげられた^(注33)。

新潟県においては、1947（昭和22）年から3年間（高等学校のみ翌年から2年間、新潟女子・長岡女子・高田女子・佐渡女子の4校で開催）開催され、とりわけ最終年の第3次講習会では夏期休業中の7月29日から8日間にわたって県内17会場で行われていた^(注34)。ここでは、新潟大学の協力の下、342名の大学教員・県教育委員会事務局職員が講師を担当し、講習の水準保障のために要項とともに参考書が作成され、それをもとに講義が進められた。

福井県においては、1947（昭和22）年から3年間（高等学校のみ翌年から4年間）、県内の学校を会場として6日間の日程で開催されていた^(注35)。ただし、同県においては伝達講習としての側面が強調されており、小学校部は『教育心理』（上・下巻）『小学校運営の手引』（第3章～第5章）『児童の理解と指導』、中学校部は『新しい中学校の手引』『中学校高等学校の望ましい運営指針』『教育心理』（上・下巻）、高等学校部は『教育心理』（上・下）といった文部省の刊行による手引が参考書として用いられ、受講者は講習会までにそれらの手引を予習しておくことが求められていた。

その他、奈良県においては、新教育協議会の伝達講習会が県内各地で行われるとともに、1947（昭和22）年7月から教員再教育講習会も開催された^(注36)。また、県軍政部の指示により「現職員の再教育企画委員会」が設置され、教員の自主的・民主的な再教育が企画された。

佐賀県においては、1947（昭和22）年1月に軍政部の「学校長講習会」が佐賀国民学校を会場として開催された。同講習会は、県内の国民学校・青年学校・中等学校の全校長を対象として^(注37)、サクサー司令官（所属不明）をはじめ教育主任ギルピン大尉（所属不明）、教育係官バーツ（F.J. Bartz：佐賀大学講師・フランス文学）

およびバラット (C.F. Barratt: 高等学校音楽科教諭), 福岡軍政部のヘスター (所属不明) の講演とそれに対する質疑応答が行われ, その他にも長崎軍政部ニブロ (W. Nibro: 高等学校体育科教諭) の指導による長崎県教員によるスクエアダンスの実演や, アメリカにおける教育実践に関する映画も上映された。

大分県においては, 1948 (昭和24) 年6月に独自の実施基準が策定され, 県教育庁関係諸団体・軍政部等からの援助を受けて, 各出張所教育課および各郡市研究指導員が企画運営にあたることとなった^(注38)。ここでは, 大分県教育庁の主催により各郡市1会場が設けられ, 夏期休業中 (7月21日~8月10日) の5日間で初等部と中等部に分けて開催することとされた。そこでの講師については大分大学教員・同附属小中学校教諭・指導主事・各出張所教育課長・各郡市研究指導員・教科研究指導員等が務めることとされ, ①「教育原理・教育心理」(4時間)「カリキュラム・学習指導法」(6時間)「ガイダンス・評価」(6時間)「時局問題・学校管理」(4時間)に関する約3日間の教職的教養課程, ②国語・社会・数学・理科・職業等に関する約2日間の専門的教養課程のうち, 合計30時間以上の受講が求められていた【表5参照】。

特に, 同講習会の実施方法として, 講演だけでなく研究討議・実演 (デモンストレーション)・レクリエーションの手法が併用され, 学校種別・教科別・職制別・資格別・性別・各種部会別に班が編成され, グループ別によるワークショップの形式もとり入れられていたことが特色といえる。

表5 大分県における1949年度「小学校中学校高等学校幼稚園再教育講習会の日程案」

	8:30	9:30	10:30	11:30	12:00	13:00	14:00	15:00	(時間)
第1日 教職	開講式	教育原理	カリキュラム構成	研究討議	休憩	単元展開	ワークショップ (単元展開)		
第2日 教職		教育心理	ガイダンス	研究討議 (ガイダンス)	休憩	学習指導法	ワークショップ (学習指導法)		
第3日 教職		実演 (デモンストレーション)	研究討議		休憩	展示会 (科学・芸能等)	レクリエーション (映画)	親睦会	
第4日 専門		初等部講演	研究討議		休憩	ワークショップ			
		中等部講演	研究討議			ワークショップ			
第5日 専門		初等部講演	研究討議		休憩	ワークショップ			
		中等部講演	研究討議			ワークショップ			

(参照) 大分県教育百年史編集事務局編『大分県教育百年史』第4巻「資料篇2」, 大分県教育委員会, 1976, 484-485頁

以上のことから, 戦後教育改革としての現職教員の再教育については, 文部省主催・CIE後援の下で集合形式による伝達講習が行われていた。そこでは, 現職教員に対する直接的な再教育だけでなく, 各都道府県において再教育を担当する指導者を養成するための間接的な再教育も行われていたことが特徴である。このような現職者・指導担当者に対する二重の再教育施策は, 以後のIFELおよび教育職員免許法認定講習にも引き継がれていくことになる。それは, 戦後の乏しい財政状況において, 限られた人的条件の中で教育改革を急速に進めていかなければならない社会的要請を反映したものであったといえよう。

4. 占領後期における再教育施策の単位追認と受講者の既得権益保護

その後, 1949 (昭和24) 年9月1日に教育職員免許法等が施行されたことによって, 校長免許状 (一級・二級・仮) が設けられ, その免許状を取得するための要件 (科目・単位数等) が明確に規定された。すなわち, 大学の正規課程によって校長免許状を取得する場合については, ①教育内容学 (教育評価, 精神検査, 学校教育の指導・管理等) から3単位以上, ②教育行政学 (教育法規・学校財政・学校建築等) から3単位以上, ③教育社会学および社会教育から3単位以上を修得した上で, その他の教職科目も含めて, 校長二級普通免許状については30単位以上, 校長一級普通免許状については45単位以上をそれぞれ修得することが求められた (第5条, 別表第2)。一方, 現職教育課程および教育職員検定によって校長免許状を上進する場合については, 校長二級普通免許状については8単位以上, 校長一級普通免許状については15単位以上をそれぞれ修得することが求められた (第6条第2項, 別表第7)。ただし, いずれの方法により校長免許状を取得する場合であっても, 大学における最低修得単位数の他に, 指定の職 (教員, 校長, 教育長, 指導主事, 官公庁・私立学校の教育事務職等) について一定

表6 旧制学校から継続勤務する現職教員に対する再教育施策の単位追認基準

講習会名称	単位追認科目・単位数		講習期間(会場)	受講者	教育原理・初	教育原理・中	教育心理学・初	教育心理学・中	教育課程・初	教育課程・中	教育指導・初	教育指導・中	教育行政学	学校行政学	教育財政学	学校建築	人事行政	指導主事の職務	教育社会学	教育調査及評価	社会教育	米国教育史	図書館学	児童心理学	青年心理学	教科教育法	教材研究
	実施通牒番号	単位数																									
視学官講習会	1946年9月28日 発学453号	7日間(全国13カ所)	視学	1																							
幼稚園・小学校教員 認定講習会	1947年6月18日 発学245号	約11日間(各都道府県)	教員	1																							
養護教諭認定講習会	1947年6月18日 発学245号	約9日間(各都道府県)	教員	1																							
中学校教員 認定講習会	1947年6月18日 発学245号	約11日間(各都道府県)	教員	1																							
校長(園長) 認定講習会	1947年6月18日 発学245号	約13日間(各都道府県)	校長 (園長)	1																							
新制高等学校教員 再教育講習会	1948年7月24日 発学318号	約11日間(各都道府県)	教員	1																					1		
新制高等学校 教育研究会	1947年7月22日 発学314号	7日間(東京・広島高師、 農教、東京女・奈良女高師)	教員																						1		
小学校教員研究会	1949年5月30日 発学347号	5日間(北海道・福島・埼玉・ 長野・奈良・島根・徳島・熊本)	教員																							1	
昭和24年度 中等教育研究会	1949年6月18日 発初13号	6日間(北海道・東京・新潟・ 愛知・滋賀・広島・香川・大分)	指導主事																								
教育長講習 (第1期)	1948年8月17日 発学371号	12週間(東京大学)	受講試験 合格者	1	1						1		2	1	1	1	1	2	1	1							
教育長講習 (第2期)	1948年11月2日 発学164号	12週間(東京大学)	受講試験 合格者	1	1							4	1	1	1	1	1	1	1	1							
指導主事講習 (初等：第1・2期)	指導主事(中等) と同様	12週間(東京第一師範学校)	受講試験 合格者	1		3			3		2							3	1							2	
指導主事講習 (中等：第1期)	1948年8月17日 発学371号	12週間(東京女子高等師範学校)	受講試験 合格者	3					3									3	1							2	
指導主事講習 (中等：第2期)	1948年11月2日 発学164号	12週間(東京女子高等師範学校)	受講試験 合格者	1					4				1					2									
大学教育学部教授 長期講習会(第1期)	1948年9月14日 発学407号	12週間(東京第一師範学校)	師範・青師 高師等 教授	1	2				2		1		2					2	1							1	
大学教育学部教授 長期講習会(第2期)	1948年12月9日 発学555号	12週間(東京第一師範学校)	師範・青師 高師等 教授	1	3				2				2					2	1							1	

(出典) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第25巻、大日本雄弁会講談社、1958、198-202頁のうち「教職的教養」に関する科目をもとに筆者作成

の在職年数と「良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明」が求められた（別表第2，別表第7）。

こうした動きの中で、1950（昭和25）年3月15日には、大学学術局長より都道府県教育委員会・都道府県知事に宛てて通達「教育職員免許法施行法施行規則附則第4項および第7項の規定に基く講習の単位認定について」が発出された^(注39)。この通達によって、教育職員免許法等が施行された1949（昭和24）年9月1日以前に行われた講習については、1科目あたり30時間の授業と15時間の自習に対して、1単位が標準として追認されることとなった【表6参照】。

例えば、文部省の企画した講習の修了者に対しては、全国13都県（北海道・山形県・茨城県・栃木県・新潟県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・広島県・愛媛県・佐賀県・大分県）で開催された「視学官講習会」については教育行政学（1単位）、各都道府県で開催された「小学校教員認定講習会」「中学校教員認定講習会」「校長（園長）認定講習会」等については教育原理（1単位）と教育心理学（1単位）、地方ブロック単位で開催された「中等教育研究集会」については学校行政学（1単位）の単位として認定された。それと同様に、東京都内の大学等（東京大学・東京第一師範学校・東京女子高等師範学校）を会場として開催された第1期・第2期IFEL「教育長講習」「指導主事講習」「大学教育学部教授長期講習会」についても、校長免許状の所要単位（学校行政学、教育財政学、学校建築、教育社会学、教育指導、教育調査及び評価等）として認められることとなった。

このようなことから、占領中期に行われた新教育研究協議会や再教育講習会について、旧制学校から勤務する教育職員の既得権益を保護するための措置がなされたことが明らかになった。これは、仮免許状の更新または上級免許状への上進のための期限が1955（昭和30）年度末までに設定されていたことから、日本教職員組合の要求や交渉を受けて、現職教員の研修負担を減じるための措置であったとも考えられよう。

5. 総括

以上の分析と考察を通して、以下のことが明らかになった。

第一に、占領中期における戦後新教育の趣旨伝達のための再教育施策の萌芽を解明した。まず、教育改革の進捗に関して「新教育方針浸透等ニ関スル懇談会」が、その後の『学習指導要領一般編』（試案）の公表にともない「新教育研究協議会」がそれぞれ開催された。一方、文部省内には現職教員の臨時的・恒久的再教育のための「教職員再教育実施協議会」が設置され、教育刷新委員会第8特別委員会との連絡によって「臨時再教育実施要綱」が策定された。これらの懇談会・協議会では、各都道府県において指導的な役割を担う教育関係官公吏（教育課長・視学官）、教員養成担当者（大学・高等師範学校・師範学校・青年師範学校）、教育職員（中等学校・国民学校・青年学校）等の参加が求められ、受講者は各地方に戻って自主的に講習会を開き、上記の協議会で修得した戦後新教育の趣旨について伝達する役割が期待されていた。

そして、同時期においては、教員養成制度や資格制度が未整備であったことから、経過的措置として資格任用制がとられていた。とりわけ、現職の旧制学校長を対象とした再教育施策として「校長（園長）認定講習会」が計画され、認定講習会の実施基準に則って大学・教員養成諸学校・高等専門学校教員・教育関係官公吏等が講師を務め、①一般的課程（新憲法・教育基本法・学校教育法・同法施行規則・学校管理）、②専門的課程（学習指導要領一般編・各科篇）、③教職的課程（教育心理学）の受講が課された。ここでは、全授業時数の4分の3以上出席し、終末考査に合格した者に対して講習修了証書が授与されることとなった。

第二に、任用資格制に基づく再教育施策の全国的な展開状況について解明した。すなわち、各都道府県が主催する再教育施策として学校種ごとに認定講習会が計画されていたが、そこでの指導担当者を養成するために「小学校教員再教育指導者養成協議会」「中学校教員再教育指導者養成協議会」「新制高等学校教員再教育指導者養成協議会」が開催されることとなった。これらの協議会では、戦後の民主的な学校経営方式に関する事項も扱われており、学校組織・組織運営・教育法規・現職教育等に関する講義・講演・実演・研究討議が行われた。

こうした条件整備を経て、各都道府県においては「新教育研究協議会」および「再教育講習会」が開催されることとなった。前者については、各都道府県における開催だけでなく、より広域な地方ブロック単位でも教育研究協議会が開催されており、なかにはアメリカ人講師による講演と質疑応答が行われ、その後の研究討議において指導助言を受ける機会も設けられていた。後者については、前述の実施基準に則り、一般的

課程・専門的課程・教職的課程が開講されたが、その実施方法については講義・講演とそれを踏まえた質疑応答だけでなく、参観・実演（デモンストレーション）・研究討議・ワークショップ・映画鑑賞・レクリエーション等の方法も併用された。

第三に、占領後期における再教育施策の単位追認状況について解明した。すなわち、教育職員免許法等の施行にともない、校長二級普通免許状については30単位以上、校長一級普通免許状については45単位以上をそれぞれ修得することが求められた。そこで、同法等の施行以前に行われた再教育施策については、1科目あたり30時間の授業と15時間の自習に対して、1単位が標準として追認されることとなった。そのため、「視学官講習会」「小学校教員認定講習会」「中学校教員認定講習会」「校長（園長）認定講習会」「教育長講習」「指導主事講習」「大学教育学部教授長期講習会」の受講をもって、校長免許状の所要単位としても認められることとなった。これは、戦後の教員養成制度・資格制度が教育刷新委員会第8特別委員会において検討されていた段階から、将来的には単位追認と関連して考慮される予定であった。

このようなことから、実施基準の策定を契機として、現職教員のための再教育講習会や趣旨伝達講習会が急速に拡大し、多くの講習会・講座・研究会が開催されるようになった。ところが、その後の日本教職員組合の異議申立にともない、文部省と日本教職員組合の間で覚書が交わされ、考査記録は資格認定と直接関係がないことや、現職教員の既得権益を保護するために有利な条件として参酌することが確認された。とりわけ、受講者である現職教員の経済的・地理的・時間的負担を軽減するための条件整備を要求している点や、講習会に関する意思決定・運営過程において組合員の参画を要求している点は、その後の教育職員免許法認定講習の拒否闘争にも引き継がれていくことになる。

以上、戦後教育改革としての現職教員の再教育については、文部省主催・CIE後援の下で集合形式による伝達講習が行われていた。そこでは、現職教員に対する直接的な再教育だけでなく、その上で各都道府県において再教育を担当する指導者のための間接的な再教育も行われていたことが特徴である。このような対象者・指導担当者に対する二重の再教育施策は、以後のIFELおよび教育職員免許法認定講習にも引き継がれていくことになる。

このことについて、戦前・戦中における現職教員の思想統制を担っていた国民精神文化研究所および国民錬成所（後に教学錬成所として統合）は「皇国教学ノ指導者トシテノ信念ト識見トノ醇化」を指導方針としていた点こそ異なるものの、その運用方式については中央集権的な体制をとっており、そこで修得した内容を受講者が各地方に戻って普及させていた点で類似していた。これは、歴史的研究の重要な分析視角でもある戦前・戦後の連続性に関する示唆を与えるものでもあるといえよう。

さらに、占領中期の教育研究協議会や再教育講習会については、これまで「資料（文書）は、全くといってよいほどに残されていない」とされており^(注40)、どの都道府県においても地方史料が希薄であったため、各都道府県の教育年史から分析せざるを得なかった。というのも、当時は教育委員会の設置前の段階にあたり、『教育委員会公報』や『教育月報』のかたちで広く審議過程・結果や行政活動に関する情報公開が行き届いていなかったためであると推察される。このことが、占領下日本における旧制学校長・教員を対象とした再教育施策に関して、文献史的方法により研究を進める場合の限界であるともいえよう。

参考文献

- 高橋寛人「CIEの戦後日本教育民主化政策におけるIFELの位置と機能」『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室、第15号、1984、1-21頁
- 高橋寛人「占領下の教職員現職教育におけるワークショップ」『研究集録』東北大学教育学部教育行政学・学校管理・教育内容研究室、第16号、1985、17-32頁
- 高橋寛人「占領下日本における教師教育改革と教育学教員再教育」『横浜市立大学論叢（人文科学系列）』第45巻第2号、1994、113-138頁
- 林三平「教育職員免許法の成立と実施」海後宗臣編『教員養成』「戦後日本の教育改革」第8巻、東京大学出版会、1971、300-304頁
- 平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会（IFEL）の基礎的調査研究（1）— 研究序説 —」『福岡教育大学紀要』第44号、1995、177-195頁

- 平田宗史・平田トシ子「教育指導者講習会 (IFEL) の基礎的調査研究 (2) — 福岡学芸大学開催の IFEL —」『福岡教育大学紀要』第 45 号, 1996, 171-187 頁
- 平田トシ子「教育指導者講習会 (IFEL) の基礎的調査研究 (3) — IFEL 報告書にみる女性の民主化について —」『九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学・生涯学習研究センター紀要』第 1 巻, 1996, 33-45 頁
- 松本和寿「戦後新教育の普及に関する研究 — 教育指導者講習 (IFEL) に内在した問題 —」『教育基礎学研究』第 4 巻, 2006, 57-78 頁
- 松本和寿「戦後教育改革期の教員研修におけるワークショップ — 『小学校幼稚園教員研究集会』を中心に —」『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短期大学部紀要』第 7 号, 2012, 193-205 頁

付記

本稿は、日本学術振興会・科学研究費補助金のうち若手研究「戦後初期日本における校長免許状取得のための現職研修制度に関する研究」(研究課題番号:19K14060, 2019~2022年度, 研究代表者:芥川祐征)の助成による研究成果の一部である。また、占領下日本の地方教育史料に関する調査の過程で、国立国会図書館・国立教育政策研究所教育図書館をはじめ各都道府県の公立図書館・公文書館等のうち103館から協力をいただいたこと、深く御礼申し上げたい。

脚注

- (1) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第 18 巻, 大日本雄弁会講談社, 1957, 503 頁。
- (2) 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会, 1972, 683 頁。審査の参考として対象者から調査票を提出させ、二審制(第一審・再審)により行われた。
- (3) 1891(明治 24)年 11 月 17 日の文部省令「小学校長及教員職務及服務規則」において、「学校長ヲ置カサル学校」については首席教員が「学校長ノ職務ヲ行フ」(第 21 号)ものとして規定されていた(明治教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第 3 巻, 1938, 983-984 頁)。
- (4) United States Education Mission to Japan, *Report of the United States Education Mission to Japan: Submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers*, United States Government Printing Office, Washington, 1946, p.59.
- (5) 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第 25 巻, 大日本雄弁会講談社, 1958, 118-121 頁所収。地方庁・地方事務所・市役所等において指導にあたる視学事務担当者全員を対象とした「視学官講習会」が、1946(昭和 21)年 10 月から 11 月にかけて北海道・山形県・茨城県・栃木県・新潟県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・広島県・愛媛県・佐賀県・大分県で開催されている(文部省学校教育局長通達「視学官講習会開催に関する件」昭和 21 年 9 月 28 日: 発学 453 号)。この講習会は、講義(午前)と分科協議会・合同協議会(午後)からなり、このうち分科協議会の第 1 班は「学校経営の民主化」、第 2 班は「民主教育に於ける視学官の在り方」「学校経営上の経済問題」、第 3 班は「学校生活の新形態」、第 4 班は「現職教員の再教育」、第 5 班は「民主教育に於ける視学官の在り方」を協議題目としていた(各班 3 つの題目を選択)。
- (6) 前掲注 5, 121-122 頁所収。この協議会は「定期的に集会して教育上の諸問題を研究協議する」(要項 1)のものであり、「各学校単位に設け教職員自らに依る自らの再教育機関として新教育方針の徹底, 教育内容及方法の刷新充実を図ること」(要項 2)を目的としており、「言論と研究の自由が尊重せられると共に責任の自覚と協同の精神とを以て民主的に運営」(要項 3)される性質のものであった。ここでの主な協議事項は、①会員の研学修業, ②教育関係法令通牒等の趣旨の検討とその導入, ③学校行事と児童自治, ④児童生徒の必要に応ずる為の教科課程・日課表・教材等の研究, ⑤民主教育の原理・方法および科学的考査方法, ⑥訓育・保健上の諸問題, ⑦児童生徒・環境等の調査と生活指導, ⑧学校教育設備, ⑨社会教育についてである(要項 8)。
- (7) 1945(昭和 20)年 10 月 22 日指令「日本教育制度に対する管理政策」(GHQ/SCAP 覚書), 12 月 15 日指令「国家神道, 神社神道に対する政府の保証・支援・保全・監督並びに広布の廃止に関する件」(GHQ/SCAP 参謀副官発第 2 号), 12 月 31 日指令「修身, 日本歴史及び地理の停止に関する件」(同第 8 号)を指す。
- (8) 学校教育局長通達「新教育方針浸透等ニ関スル懇談会実施ノ件」昭和 21 年 1 月 17 日(発学 14 号)『文部行政資料(終戦教育事務処理提要)』第 2 集, 国書刊行会, 1997, 280-283 頁所収。
- (9) 文部省学校教育局長・教科書局長通達「新教育研究協議会開催に関する件」昭和 22 年 3 月(発学 113 号)前掲注 5, 122-125 頁所収。
- (10) 当初は「教職員再教育実施委員会」という名称で設置される構想であった(「教職員再教育実施委員会設置に関する件」国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-51「現職教員再教育関係」所収)。
- (11) 文部次官通達「第一回教職員再教育実施協議会開催の件」昭和 22 年 5 月 30 日(発学 215 号)前掲注 5, 126-128 頁所収。同協議会は、協議会長を学校教育局長, 副会長を教科書局長・学校教育局次長として, 幹事は学校教育局庶務課長・大学教育課長・高等教育課長・中等教育課長・初等教育課長・師範教育課長・会計課長・第一編集課長・第二編集課長が努め, 委員は教材研究課長・体育課長・調査課長・科学教育課長・審議課長・社会教育課長・学校教育局視学官・教育研修所長・高等教育機関関係者(東京帝国大学 1 名・東京文理科大学 1 名・東京高等師範

学校 1 名・東京女子高等師範学校 1 名・農業教育専門学校校長・体育専門学校 1 名・第一師範学校 1 名・東京聾啞学校校長), 書記(師範教育課 5 名・教科書局 3 名)で構成された。

- (12) 海後宗臣編『教員養成』「戦後日本の教育改革」第 8 卷, 東京大学出版会, 1971, 303 頁。
- (13) 文部省学校教育局長・教科書局長通達「第三回新教育研究協議会, 視学協議会及び国語問題研究協議会開催について」昭和 23 年 1 月 21 日(発学 25 号)国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-51 所収。
- (14) 前掲注 5, 156 頁所収。
- (15) 前掲注 5, 131-137 頁所収。しかし, 構想段階の「昭和 22 年度教職員再教育実施要項案(抜粋)」においては, 教育行政職員・師範学校教員・職業指導教員・新制中学校教育・小学校教員・その他の教員を対象としており, 校長は再教育の対象外であった(国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-51 所収)。
- (16) 主催者は, 講習会の種類・会場・期間・講習人員・学級編制・講習課程・時間配当・担当講師(現在の職名・資格・教育経験等を明記)・終末考査方法・受講費等を記載した認可申請書を提出しなければならなかった。
- (17) 同年の夏には, 新制小学校・中学校教員を対象とする「新制中学校教員夏期講習会」「小学校教員夏期講習会」昭和 22 年 6 月 30 日(発学 276 号)が, 9 月からは「新制中学校教員定時制講習会」「新制中学校教員長期講習会」昭和 22 年 9 月 1 日(発学 214 号)が開催された。一方, 新制高等学校教員に対しては, 同年夏に「新制高等学校教育研究会」昭和 22 年 7 月 22 日(発学 314 号)が, 翌年 7 月には「新制高等学校教員再教育講習会の実施基準」昭和 23 年 7 月 24 日(発学 318 号)が策定された。その他にも, 7 月から 8 月にかけて「特殊教育教員再教育講習会」昭和 22 年 7 月 3 日(発学 274 号)が, 8 月から 9 月にかけて「新制中学校職業指導幹部教員養成講座」昭和 22 年 7 月 7 日(発学 283 号)・昭和 22 年 7 月 30 日(発学 283 号)が開催された。
- (18) 学校教育局長通達「小学校中学校及び幼稚園教員認定講習会実施に関する件」昭和 22 年 7 月 31 日(発学 245 号)前掲注 5, 150-151 頁所収。
- (19) 同上, 前掲注 5, 151-152 頁所収。
- (20) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-51 所収。
- (21) 国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-56「現職教員再教育関係」所収。
- (22) 前掲注 5, 156-157 頁所収。
- (23) 「昭和二十三年度教員再教育講習会に関する業務協議会決定事項」国立教育政策研究所教育図書館所蔵『戦後教育資料』V-56 所収。
- (24) 和歌山県教育史編纂委員会編『和歌山県教育史』第 2 卷「通史篇Ⅱ」和歌山県教育委員会, 2010, 166 頁。
- (25) 青森県教育史編集委員会(青森県教育センター内)編『青森県教育史』第 2 卷「記述篇 2」, 青森県教育委員会, 1974, 646 頁。
- (26) 同上, 646-647 頁。
- (27) 同上, 685-686 頁。
- (28) 新潟県教育百年史編さん委員会編『新潟県教育百年史』昭和後期篇, 新潟県教育委員会, 1976, 439 頁。
- (29) 和歌山県戦後(占領下時代)教育史研究グループ編『和歌山県戦後(占領下時代)教育史』中和印刷紙器, 1996, 205-208 頁。
- (30) 福岡県教育百年史編さん委員会編『福岡県教育百年史』第 6 卷「通史篇(Ⅱ)」福岡県教育委員会, 1981, 655 頁。
- (31) 神戸市教育史編集委員会編『神戸市教育史』第 2 集, 神戸市教育史刊行委員会, 1964, 618-619 頁。
- (32) 福島県教育委員会編『福島県教育史』第 3 卷「現代篇 1」, 福島県教育委員会, 1974, 880-881 頁。県内すべての現職教員が毎年 3 分の 1 ずつ受講するように割り振られていた。
- (33) 同上, 891 頁。
- (34) 前掲注 28, 438-439 頁。
- (35) 福井県教育史研究室編『福井県教育百年史』第 2 卷「通史篇(二)」, 福井県教育委員会, 1979, 746-748 頁。
- (36) 奈良県教育委員会編『奈良県教育百年史』奈良県教育委員会, 1974, 284 頁。
- (37) 佐賀県教育史編さん委員会(佐賀県立図書館内)編『佐賀県教育史』第 5 卷「通史篇(二)」, 佐賀県教育委員会, 1992, 705 頁。
- (38) 大分県教育百年史編集事務局(大分県教育庁総務課内)編『大分県教育百年史』第 4 卷「資料篇(2)」, 大分県教育委員会, 1976, 483-485 頁。
- (39) 前掲注 5, 156-157 頁所収。
- (40) 前掲注 29, 208 頁。

